

第30期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

主	要	な	事	業	内	容
主	要	な	営	業	所	
従	業	員	の	状	況	
主	要	な	借	入	先	
その他企業集団の現況に関する重要な事項						
会社の新株予約権等に関する事項						
社外役員に関する事項						
会計監査人に関する事項						
業務の適正を確保するための体制						
業務の適正を確保するための体制の運用状況						
連結株主資本等変動計算書						
連	結		注	記	表	
株	主	資	本	等	変	動
個		別		注	記	表
監		査		報		告

(2025年1月1日から2026年3月31日まで)

株式会社ショーケース

主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業	事業内容
D X ク ラ ウ ド 事 業	①企業のWebサイト分析・解析を行うマーケティング支援サービス「NaviCastシリーズ」、オンライン本人確認サービス「ProTechシリーズ」、企業と顧客をつなぐオンライン手続きプラットフォーム「おもてなしSuite」を提供するSaaS事業 ②当社の持つSaaSプロダクト開発ノウハウと各業界のリーディングカンパニーの持つ知見を融合したDX支援開発（クラウドインテグレーション）事業
広 告 ・ メ デ ィ ア 事 業	IT関連情報・ライフスタイル情報等のメディア事業及び、SNS広告を含むオンライン広告運用サービス事業
投 資 関 連 事 業	事業会社や投資家とスタートアップをつなぐプラットフォーム「SmartPitch」の運営事業、国内外における技術ベンチャー企業への投資事業、及び上場会社等への資金調達支援事業

主要な営業所（2026年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 港 区

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社Showcase Capital	東 京 都 港 区

(注)2025年3月25日付で、当社は、ReYuu Japan株式会社の株式1,810,000株を Seacastle Singapore Pte. Ltdに譲渡したため、同社は子会社に該当しなくなりました。

従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
78名	42名減

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。
2. 前連結会計年度末に比べて従業員数が42名減少しておりますが、その主な理由はReYuu Japan株式会社が子会社に該当しなくなったことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
78名	14名減	36.2歳	6.58年

(注) 上記従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

主要な借入先（2026年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社紀陽銀行	250,020千円
三井住友信託銀行株式会社	100,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円
株式会社りそな銀行	100,000千円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要（2026年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	他の法人等との兼任状況
取 締 役	鷗 川 太 郎	株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役 株式会社リルーデンス 代表取締役 株式会社ABAL 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	柿 沼 佑 一	高篠・柿沼法律事務所 パートナー 株式会社ツツミ 社外取締役 (監査等委員) ラクオリア創薬株式会社 社外取締役 (監査 等委員) 株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	中 原 裕 幸	株式会社FN 代表取締役社長

(注) 上記兼任先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	鵜川 太郎	社外取締役就任後の取締役会13回の全てに出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、期待された役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	柿沼 佑一	社外取締役就任後の取締役会13回の全てに出席し、また監査等委員会6回の全てに出席いたしました。弁護士並びに投資家としての見地から、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、期待された役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	中原 裕幸	当事業年度開催の取締役会16回のうち、監査等委員でない社外取締役として3回、監査等委員として12回に出席し、また監査等委員会6回の全てに出席いたしました。営業組織の構築における豊富な経験と実績から、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、期待された役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が13回ありました。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額	36,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,625千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 監査証明業務に基づく報酬の額については、上記のほか、当社において、前期に係る報酬の精算として当期に支払った額が1,332千円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める、「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。なお、当社は2025年3月24日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、2025年3月24日の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を改定しております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、当社グループが共有すべきルールや考え方を表した会社理念を通じて、当社グループにおける企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的に掲げている当社グループの「行動指針」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図ります。
- ② 内部監査室は、「経営理念」及び「行動指針」の周知徹底のための活動を行い、当社及びその子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
- ④ 内部監査室及びコンプライアンス委員会を通じて、当社グループにおける法令違反又は「経営理念」若しくは「行動指針」の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、当社グループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて内部監査室は、再発防止策の展開等の活動を推進します。
- ⑥ コンプライアンスに関連した相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「ヘルプライン」という）を当社グループ内外に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処します。当社及びその子会社は、ヘルプラインを通じて相談などを行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由に不利な取り扱いを行いません。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び文書管理規程に基づき適切に作成、保存、管理します。
- ② 情報セキュリティに関しては、重要性を認識するとともに、情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、必要な社内教育を実施します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。
- ② 当社及びその子会社は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
- ③ 内部監査室は、当社及びその子会社が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行います。
- ④ 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、内部監査室において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告します。
- ⑤ 当社及びその子会社は、当社グループの事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに内部統制推進部門にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査等委員会に報告します。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、当社グループの中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督します。
- ② 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程、稟議規程に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲します。
- ③ 職務の執行により一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合は、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織の変更を行うことができることとします。

(5) 従業員のコンプライアンスを確保するための体制

- ① 当社グループの従業員が業務を行うにあたり倫理綱領を法令及び定款とともに遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発行動を行います。
- ② 当社及びその子会社における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備します。また、必要に応じた内部監査体制を整備することができることとします。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、その従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに、監査等委員会のその従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監査等委員会の職務を補助するため、当社グループの従業員の中から選り、専任の従業員として配置することができることとします。当該監査等委員会の職務を補助する従業員は、監査等委員会の指示に従いその職務を行うこととします。
 - ② 前号の監査等委員会の職務を補助する従業員について、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に周知します。
 - ③ 前2号の監査等委員会の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査等委員会の承認を得ることとします。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。
 - ② 監査等委員は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができることとします。
 - ③ 監査等委員会への報告を行った役員及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取り扱いも受けないこととします。
 - ④ 監査等委員が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用等を当社グループが負担します。
- (9) 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 反社会的勢力対策規程において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社グループの取締役及び使用人に対し周知徹底を図ります。
 - ② 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の内部統制システムの概要に基づき、概要を具体化するための体制及び規程等を整備し、それらを当社の役職員に周知徹底しております。また、当社はコーポレート・ガバナンスを徹底することが企業価値の最大化に資することとなると考えております。当事業年度における内部統制システムの運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、監査等委員である取締役を含む取締役で構成され、「取締役会規程」に基づき原則月 1 回取締役会を開催しております。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を十分に議論した上で決定し、取締役の業務の執行状況の監督を行っております。

(2) 監査等委員の職務の執行について

監査等委員は、会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、代表取締役と定例的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行い、監査等委員監査の実効性の確保に努めております。また当社は、「監査等委員会規程」に基づき原則四半期に 1 回の監査等委員会を開催しており、経営の妥当性、適正性、業務の有効性と継続性に関して審議検証し、また、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るため、適宜経営に対して助言、提言を行いました。また、監査等委員は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。原則四半期に 1 回、また必要に応じて開催されるコンプライアンス委員会は、取締役、執行役員、内部監査室室長、管理部門長に相当する者が参加し、会社に対しての法令・定款違反をはじめとしたコンプライアンス違反を未然に防止するとともに、違反が生じた場合でも速やかに対応することで被害を最小限に留めるよう情報収集に努めております。当事業年度においては、コンプライアンス意識の一層の向上のため、全従業員に向けたコンプライアンス研修を 4 回開催し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行いました。また、内部通報窓口を内部監査室及び外部弁護士事務所に設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

- (4) 当社及び当社グループ会社からなる企業集団における業務適正を確保するための体制について

当社内部監査室が当社グループにおける内部統制の統括的な推進・管理を行っております。また実施した子会社の内部監査結果を子会社の代表取締役役に報告しております。

- (5) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを反社会的勢力対策規程において規定しております。またコンプライアンス研修を実施することで、役員及び使用人に遵守させています。新規取引先企業と反社会的勢力との関係排除について規定した契約書を取り交わし、取引開始前に反社会的勢力との関係性が無いかにつき、データベースを利用し確認を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	389,047	1,938,609	△932,061	△599,998	795,597
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			850,829		850,829
連結範囲の変動			77,068		77,068
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	927,897	－	927,897
当期末残高	389,047	1,938,609	△4,163	△599,998	1,723,494

	その他の包括利益累計額 その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計	新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	－	－	298	498,994	1,294,889
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					850,829
連結範囲の変動					77,068
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）	△39,500	△39,500	△298	△498,994	△538,792
連結会計年度中の変動額合計	△39,500	△39,500	△298	△498,994	389,105
当期末残高	△39,500	△39,500	－	－	1,683,994

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 株式会社Showcase Capital

当連結会計年度において、株式を一部売却したことに伴い、ReYuu Japan株式会社を連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度において、株式を売却したことに伴い、株式会社インクルーズを持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産
商品

原則として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びにレンタル資産については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～24年

② 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を当期償却額としております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合について、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識しております。

また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① DXクラウド事業

・NaviCastシリーズ

顧客に成果物を納品し、検収を受けた時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、一部の取引は、納品時点と検収時点とに重要な差異がないと判断し、納品時点で収益を認識しております。

・おもてなしSuiteシリーズ及びProTechシリーズ

顧客にサービスが提供される期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該期間の経過に応じて収益を認識しております。なお、一部の従量課金については、アクセス数やユーザー数などの従量に応じて収益を認識しております。

・クラウドインテグレーション事業

主に受託開発を行っており、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した売上原価が、予想される売上原価の合計に占める割合に基づいて行っております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受託開発契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 広告・メディア事業

顧客と合意した契約条件に基づき広告配信、記事出稿等を行っており、当該配信、出稿等に関して顧客と合意した成果について検収を受けた時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

③ 情報通信関連事業

・リユース関連事業

主にリユースモバイル端末の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引渡しした時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

その効果が発現すると見込まれる期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

発生時に全額費用処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「補助金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「補助金収入」は18千円であります。

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「支払手数料」は1,757千円であります。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「株式交付費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「株式交付費」は0千円であります。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「受取賠償金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「受取賠償金」は198千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

(営業投資有価証券及び投資有価証券の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券（非上場株式）	0千円
営業投資有価証券（投資事業組合への出資）	69,713千円
投資有価証券（非上場株式等）	930千円
投資有価証券評価損	39,001千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等については、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額を基礎とした実質価額が取得価額と比べて50%以上低下したものについて、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。

投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

市場価格のない株式等及び投資事業組合が保有する株式等の評価は投資先の事業計画に基づき行っておりますが、当該事業計画には経済環境の仮定等の不確実性が含まれており、経済環境の悪化等が生じる場合、翌連結会計年度以降において追加での減損処理が必要となる可能性があります。

(固定資産の減損)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	79,945千円
無形固定資産	20,244千円
減損損失	136,351千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。資産グループに係る減損の兆候を把握するため、「固定資産の減損に係る会計基準」に従って検討を行っております。減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの固定資産の帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識する方針としております。将来キャッシュ・フローは、過去の実績や事業環境を反映した事業計画を基礎としております。また、将来キャッシュ・フローの見積り期間は、資産グループにおける主要な資産の経済的残存耐用年数としております。減損損失を認識する場合、資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。

当連結会計年度において、営業損益又は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスであり、回収可能性が見込めない資産グループについて減損損失を認識しております。

減損損失の認識及び測定に使用した将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画には事業環境の仮定等の不確実性が含まれており、現時点で予測不能な将来の事業環境の著しい悪化等により実際のキャッシュ・フローが見積りを下回った場合、翌連結会計年度以降において減損損失が計上される可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	25,158千円
--------	----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異等及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積り及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、当社の事業計画を基礎としております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益並びに課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

(資産除去債務の見積りの変更)

不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務について、当連結会計年度において当社の本社オフィスの改装を行ったことに伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により、従来と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ735千円減少しております。

なお、資産除去債務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(追加情報に関する注記)

(決算期の変更)

当社は、2025年3月24日開催の第29期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認可決され、決算期（事業年度の末日）を12月31日から3月31日に変更いたしました。

決算期変更の経過期間となる第30期は、2025年1月1日から2026年3月31日までの15ヶ月間です。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

38,540千円

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「（収益認識に関する注記） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

10,185,600株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関からの借入による方針であります。当社グループは、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

貸付金は、当社の関係会社に対する貸付金であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務等は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権についてはコーポレート本部等が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。貸付金については、コーポレート本部が定期的に貸付先の財務状況の把握を行っております。

② 市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、コーポレート本部等が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券	144,314	144,314	－
資産計	144,314	144,314	－
(1) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	88,666	88,075	△590
負債計	88,666	88,075	△590

- （※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「関係会社短期貸付金」、「買掛金」、「短期借入金」並びに「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- （※2）市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
営業投資有価証券	0
投資有価証券	930

- （※3）連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項の取扱いを適用し、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
営業投資有価証券	69,713

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	140,000	—	—	140,000
その他	—	4,314	—	4,314
資産計	140,000	4,314	—	144,314

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	88,075	—	88,075
負債計	—	88,075	—	88,075

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

新株予約権は、活発な市場における類似の資産に関する市場取引価格を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	DXクラウド 事業	広告・メディア 事業	投資関連 事業
顧客との契約から 生じる収益	1,368,345	303,811	277
その他の収益	－	－	179,259
外部顧客への売上高	1,368,345	303,811	179,537

	報告セグメント		
	情報通信関連事業		
	リユース 関連事業	その他の 事業	小計
顧客との契約から 生じる収益	1,358,553	21,350	1,379,904
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	1,358,553	21,350	1,379,904

	報告 セグメント	その他	合計
	計		
顧客との契約から 生じる収益	3,052,340	29,742	3,082,082
その他の収益	179,259	－	179,259
外部顧客への売上高	3,231,599	29,742	3,261,341

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	687,771
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	152,219
契約資産（期首残高）	20,880
契約資産（期末残高）	8,890
契約負債（期首残高）	45,425
契約負債（期末残高）	4,615

契約資産は、受託開発について、期末日現在で進捗度に基づいて認識した収益にかかる未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は、履行義務を充足した時点で収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1 株当たり純資産額	196円44銭
(2) 1 株当たり当期純利益	99円25銭

(重要な後発事象に関する注記)**(資金の貸付)**

当社は、2026年4月17日開催の取締役会において、2025年4月18日付で締結したAIフュージョンキャピタルグループ株式会社との金銭消費貸借契約について、以下のとおり変更することを決議し、同日付で覚書を締結し、2026年4月21日付で変更いたしました。

	変更前	変更後
貸付先における資金用途	M&A資金等	変更はありません。
貸付金額	1,000,000千円	変更はありません。
返済期限	2025年4月21日から1年以内	2026年4月21日から1年以内
貸付利率	1 % (固定)	2.53% (固定)
担保又は保証	無担保・無保証	変更はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	389,047	339,047	1,691,520	2,030,567	△616,856	△616,856
事業年度中の変動額						
当期純利益					528,967	528,967
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	528,967	528,967
当期末残高	389,047	339,047	1,691,520	2,030,567	△87,888	△87,888

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△599,998	1,202,759	－	－	1,202,759
事業年度中の変動額					
当期純利益		528,967			528,967
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△39,500	△39,500	△39,500
事業年度中の変動額合計	－	528,967	△39,500	△39,500	489,467
当期末残高	△599,998	1,731,727	△39,500	△39,500	1,692,227

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～24年
工具、器具及び備品	2～8年

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を当期償却額としております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

発生時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合について、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識しております。

また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(1) DXクラウド事業

・NaviCastシリーズ

顧客に成果物を納品し、検収を受けた時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、一部の取引は、納品時点と検収時点とに重要な差異がないと判断し、納品時点で収益を認識しております。

・おもてなしSuiteシリーズ及びProTechシリーズ

顧客にサービスが提供される期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該期間の経過に応じて収益を認識しております。なお、一部の従量課金については、アクセス数やユーザー数などの従量に応じて収益を認識しております。

・クラウドインテグレーション事業

主に受託開発を行っており、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した売上原価が、予想される売上原価の合計に占める割合に基づいて行っております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受託開発契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 広告・メディア事業

顧客と合意した契約条件に基づき広告配信、記事出稿等を行っており、当該配信、出稿等に関して顧客と合意した成果について検収を受けた時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました「株式交付費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「株式交付費」は0千円であります。

前事業年度において区分掲記しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「固定資産売却益」は690千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

(関係会社貸付金の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金	
(株式会社Showcase Capital)	100,000千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結子会社である株式会社Showcase Capitalに対する長期貸付金については、個別に財政状態及び経営成績等の状況を勘案し、事業計画を使用して貸倒引当金の計上要否を検討しております。当事業年度末において、当該貸付金について貸倒引当金は計上しておりません。

貸倒引当金の計上要否の検討に使用した事業計画には不確実性があり、計画と実績に乖離が生じる場合、翌事業年度以降において当該貸付金について貸倒引当金が計上される可能性があります。

(固定資産の減損)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	79,945千円
無形固定資産	20,244千円
減損損失	136,351千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業用資産については管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。資産グループに係る減損の兆候を把握するため、「固定資産の減損に係る会計基準」に従って検討を行っております。減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの固定資産の帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識する方針としております。将来キャッシュ・フローは、過去の実績や事業環境を反映した事業計画を基礎としております。また、将来キャッシュ・フローの見積り期間は、資産グループにおける主要な資産の経済的残存耐用年数としております。減損損失を認識する場合、資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。

当事業年度において、営業損益が継続してマイナスであり、回収可能性が見込めない資産グループについて減損損失を認識しております。

減損損失の認識及び測定に使用した将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画には事業環境の仮定等の不確実性が含まれており、現時点で予測不能な将来の事業環境の著しい悪化等により実際のキャッシュ・フローが見積りを下回った場合、翌事業年度以降において減損損失が計上される可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

25,158千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異等及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積り及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、当社の事業計画を基礎としております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益並びに課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

(資産除去債務の見積りの変更)

不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務について、当事業年度において当社の本社オフィスの改装を行ったことに伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により、従来と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ735千円減少しております。

なお、資産除去債務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(追加情報に関する注記)

(決算期の変更)

当社は、2025年3月24日開催の第29期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認可決され、決算期（事業年度の末日）を12月31日から3月31日に変更いたしました。

決算期変更の経過期間となる第30期は、2025年1月1日から2026年3月31日までの15ヶ月間であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 38,540千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	10,568千円
長期金銭債権	25,124千円
短期金銭債務	3,175千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	66,299千円
売上原価	759千円
販売費及び一般管理費	34,190千円
営業取引以外の取引による取引高	52,759千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末の自己株式の種類及び数

普通株式	1,612,900株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、減価償却超過額であり、評価性引当額は286,316千円であります。

繰延税金負債の発生の原因は、税務上の収益認識差額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	AIフュージ ョンキャピ タルグルー プ株式会社	(被所有) 直接 51.02%	資金の貸付 リース取引 役員の兼任	資金の貸付	1,000,000	関 係 会 社 短期貸付金	1,000,000
				利息の受取 (注) 1	9,452	—	—
				資産の売却 (注) 2、3	28,948	—	—
				リース料の受取 (注) 3	758	そ の 他 (流動資産) そ の 他 (投資その他の資産)	3,064 25,124

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 双方の合意に基づき利率を合理的に決定しております。

2. 取引金額は、当事業年度の取引発生総額を記載しております。

3. 市場の実勢価格及び市場金利を勘案して取引価額及び利率を合理的に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株 式 会 社 Showcase Capital	直接 100.00%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収	100,000	関 係 会 社 長期貸付金	100,000
				利息の受取 (注) 1	2,996	—	—
	ReYuu Japan 株 式 会 社 (注) 2	直接 42.39% (注) 2	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	90,000	—	—
				資金の回収	90,000	—	—
				利息の受取 (注) 1	23	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 当事業年度において、株式を一部売却したことに伴い、関連当事者に該当しなくなったため、取引金額は、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。なお、議決権等の所有割合は、関連当事者に該当しなくなった時点の直前の割合を記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1 株当たり純資産額	197円40銭
(2) 1 株当たり当期純利益	61円70銭

(重要な後発事象に関する注記)

(資金の貸付)

連結注記表「(重要な後発事象に関する注記) (資金の貸付)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

株式会社ショーケース
取締役会 御中

RSM 清和監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員
指定社員
業務執行社員

公認会計士 武本拓也

公認会計士 高橋良輔

<連結計算書類監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ショーケースの2025年1月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショーケース及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

株式会社ショーケース
取締役会 御中

RSM 清和監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	武 本 拓 也
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	高 橋 良 輔
業 務 執 行 社 員		

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ショーケースの2025年1月1日から2026年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2026年3月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

株式会社ショーケース 監査等委員会

監査等委員 久保 隆 ㊟

監査等委員 柿沼 佑一 ㊟

監査等委員 中原 裕幸 ㊟

(注) 監査等委員柿沼佑一及び中原裕幸は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

以上